

第18回米原市男女共同参画審議会次第

令和4年8月25日(木) 10時～11時30分
米原市役所本庁舎 4階 会議室4A

- 1 開会あいさつ(市長)
- 2 代表者委嘱状の交付
- 3 会長、副会長の選出について

会長 _____

副会長 _____

4 審議事項

- (1) 第3次・第4次米原市男女共同参画推進計画の進行管理および進捗状況について 資料3、資料4、資料5
- (2) 米原市パートナーシップ・ファミリーシップ制度について 資料6
- (3) 今後のスケジュールについて 資料7

5 その他

次回の会議日程について

・令和4年10月 日() 中旬～下旬

次回の協議内容について

・米原市パートナーシップ・ファミリーシップ制度について
(要綱案、利用の手引き等)

6 閉会(11:30)

米原市男女共同参画審議会委員名簿

資料1

(敬称略)

氏名	性別	所属等	委員の構成
おざわ しゅうじ 小沢 修司	男	京都府立大学 名誉教授	(1)学識経験者
なかむら まり 中村 真理	女	米原市商工会女性部	(2)男女共同参画に関する団体の構成員
にしむら まさこ 西村 正子	女	米原地区更生保護女性会	(2)男女共同参画に関する団体の構成員
つかだ たかこ 塚田 多佳子	女	米原市女性の会	(2)男女共同参画に関する団体の構成員
つつみ たつや 堤 辰也	男	米原市人権教育推進協議会	(2)男女共同参画に関する団体の構成員
きたむら きの 北村 きの	女	長浜人権擁護委員協議会米原地区部会	(2)男女共同参画に関する団体の構成員
いぶき まりこ 臈吹 満利子	女	米原市民生委員児童委員協議会連合会	(2)男女共同参画に関する団体の構成員
ときた さとし 時田 智史	男	米原市社会福祉協議会	(2)男女共同参画に関する団体の構成員
かけひ ひとみ 筧 ひとみ	女	市民委員(一般公募)	(3)公募による市民代表者
わたなべ ゆう 渡部 優	女	元青年海外協力隊	(4)市長が適当と認める者

事務局

人権政策課	部長	宮 川 巖
	課長	吉 田 豊
	課長補佐	澤 恵 子
	教育主幹	松 蔦 恵 俊
	主任	橋 本 和 也
男女共同参画センター	所長	鏑 田 恵梨香

(趣旨)

第1条 この規則は、米原市付属機関設置条例(平成28年米原市条例第3号)第2条の規定により設置する米原市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(委員の構成)

第2条 審議会の委員の構成は、男女のいずれか一方の人数が、委員の総数の10分の4未満としないようにしなければならない。

(会長および副会長)

第3条 審議会に、会長および副会長1人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長は会議の議長となる。

2 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、その意見もしくは説明を聴き、または必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、総務部人権政策課において処理する。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(会議の招集)

2 米原市付属機関設置条例第4条第2項に規定する委嘱後初めて開かれる会議は、第4条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

第3次計画の体系

資料3

基本理念	基本目標	基本施策	施策の方向
<p>「女（ひと）と男（ひと）がともに認めあい互いに自分らしくいきいきと暮らせるまち」を目指す</p>	<p>基本目標Ⅰ 多様な主体との協働</p> <p>あらゆる分野への男女共同参画の促進</p>	<p>重点 </p> <p>1 地域における男女共同参画の促進</p>	<p>① 地域における男女共同参画意識の向上</p> <p>② 男女が共に地域活動に参画しやすい環境づくり</p> <p>【重点】 </p> <p>③ 地域での男女の防災活動への参画推進</p> <p>【重点】 </p> <p>④ 男女共同参画の視点に立った「水源の里」の再生</p>
		<p>2 家庭における男女共同参画の促進</p>	<p>① 家庭における男女共同参画意識の向上</p> <p>② 男性の家事・育児・介護等への積極的な参加促進</p>
		<p>重点 </p> <p>3 女性の活躍推進 【女性の活躍推進計画】</p>	<p>① 審議会等への女性の参画促進および管理職等への女性の登用促進 【重点】 </p> <p>② 女性の*エンパワーメントの支援</p> <p>③ 女性の就業継続や再就職支援の促進</p>
		<p>4 就業環境の整備と就業機会の拡大</p>	<p>① 女性や若者の創業・起業の支援</p> <p>② *ワーク・ライフ・バランスの推進</p> <p>③ あらゆる職業・職種における男女共同参画の推進</p>
	<p>基本目標Ⅱ 基本的人権の尊重</p> <p>人権尊重と豊かな社会づくり</p>	<p>1 男女の生涯にわたる健康支援</p>	<p>① 母性の尊重と母子保健の充実</p> <p>② 生涯にわたる心身の健康保持と増進</p> <p>③ 性と生殖に関する意識啓発と性の尊重</p>
		<p>2 DV等あらゆる暴力の根絶 (P. 29~) 【DV防止基本計画】</p>	<p>① DVやハラスメント等に関する情報提供および啓発活動の推進</p> <p>② DV早期発見のための体制整備と相談体制の充実</p> <p>③ 被害者の安全確保と自立支援</p>
		<p>3 子育てしやすい安心・安全なまちづくり</p>	<p>① 子育てにやさしいまちづくり</p> <p>② 家庭の教育力の向上</p>
		<p>4 高齢者、障がい者、外国人等が安心して暮らせる社会づくり</p>	<p>① 社会的孤立などに対応した一人にさせない地域づくり</p> <p>② 在宅生活の支援等きめ細やかな福祉サービスの充実</p>
	<p>基本目標Ⅲ 多様性の尊重と共生のまちづくり</p> <p>男女が共に安心して豊かに暮らせる環境づくり</p>	<p>1 お互いを尊重しあうための教育の推進</p>	<p>① 男女共同参画を推進するための学習環境づくり</p> <p>② 園、学校等における男女共同参画の推進</p>
		<p>2 多様性の尊重</p>	<p>① 多文化への理解と共生の取組</p> <p>② 性的少数者についての意識啓発</p>

第4次計画の体系

資料4

基本理念	基本目標	基本施策	施策の方向
「女（ひと）と男（ひと）がともに認め合い互いに自分らしくいきいきと暮らせるまち」を目指す	基本目標1 基本的人権の尊重 人権尊重と豊かな社会づくり	【1-1】 人権尊重と男女共同参画への意識改革	① 人権尊重と男女共同参画社会に向けた意識啓発 ② 固定的な性別役割分担意識の解消【重点】 ③ 男女共同参画をリードする人材の育成・支援
		【1-2】 お互いを尊重し合うための教育の推進	① 男女共同参画を推進するための学習環境づくり ② 園・学校等における男女共同参画の推進
		【1-3】 DV等あらゆる暴力の根絶 【DV防止基本計画】	① DVやハラスメント等に関する情報提供および啓発活動の推進 ② DV早期発見のための体制整備と相談体制の充実【重点】 ③ 被害者の安全確保と自立支援
		【1-4】 困難を抱える人が安心して暮らせる社会づくり	① 社会的孤立等に対応した一人にさせない地域づくり
	基本目標2 多様な主体との協働 あらゆる分野への男女共同参画の促進	【2-1】 地域・家庭における男女共同参画の促進	① 家庭における男女共同参画の促進 ② 誰もが地域活動に参画しやすい環境づくり【重点】 ③ 地域の防災活動における男女共同参画の推進【重点】
		【2-2】 あらゆる分野での女性の活躍推進 【女性の活躍推進計画】	① 女性活躍の基盤づくり【重点】 ② 女性の就業支援の促進 ③ あらゆる職業・職種における男女共同参画の推進
		【2-3】 ワーク・ライフ・バランスの推進	① 職場における男女共同参画の推進 ② 男女がともに家事・育児・介護しやすい環境づくり ③ 多様な働き方の促進
	基本目標3 多様性の尊重と共生のまちづくり 誰もが安心して豊かに暮らせる環境づくり	【3-1】 男女の生涯にわたる健康支援	① 母性の尊重と母子保健の充実 ② 生涯にわたる心身の健康維持と増進 ③ 性と生殖に関する意識啓発と性の尊重
		【3-2】 多様性の尊重	① 多文化※への理解と共生の取組 ② 多様な性についての意識啓発

※国籍や民族等の異なる人々が、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくことを「多文化共生」と言います。

第3・4次米原市男女共同参画の推進計画(ハートフルプランまいばら21)の数値目標を定め、計画の着実な推進を目指しました。令和3年度までの実績値における目標の達成状況は次のとおりです。

基本理念「女（ひと）と男（ひと）がともに認め合い互いに自分らしくいきいきと暮らせるまち」を目指す

- ・ 目標を達成している項目…◎
- ・ 数値が改善している項目…○
- ・ 数値に変化がない、または改善しているがあまり変化がない項目…△
- ・ 数値が後退している項目…×

■基本目標1 基本的人権の尊重 ～人権尊重と豊かな社会づくり～

	第3次	第4次	内容	R2数値	R3現状値	目標値	評価	担当課
基本目標1	I-1-①	1-1-①	男女共同参画に関する講演会等の開催回数 (過去5年間の累計)	5回 (H28～R2年度)	10回 (H29～R3年度)	10回 (～R7年度)	◎	人権政策課 男女共同参画センター 生涯学習課
	I-1-①	1-1-②	「日常的な家庭の仕事について性別によって役割の分担がある」と考える市民意識の割合 (男女共同参画市民意識調査 R2年度実施)	52.4%	52.4%	25.0% (R7年度)	—	人権政策課
	I-1-①	1-1-①	ハートフル・フォーラムで男女共同参画を学習テーマとして実施したことがある自治会の割合 (過去5年間の平均)	13.2% (H28～R2年度)	13.4% (H29～R3年度)	15.0% (～R7年度)	○	生涯学習課
	II-1-②	1-2-②	小・中学校での男女共同参画の副読本の利用率(年ごと)	80.0%	46.7%	100.0% (R7年度)	×	学校教育課
	II-2-①	1-3-①	中学校でのデートDV予防教育の実施率 (年ごと)	66.7%	66.7%	100.0% (R7年度)	△	学校教育課
	II-4-①	1-4-①	生活困窮に対する自立支援事業により就労することができた割合	0%	0%	30.0% (R8年度)	△	福祉政策課
	II-4-②	1-4-①	認知症サポーター養成講座の受講修了者に占める男性の割合 (年ごと)	30.7%	20.7%	50.0% (R7年度)	×	福祉政策課
	II-4-①	1-4-①	地域お茶の間創造事業で週1回以上居場所づくりを行っている地域(団体)数 (市民意識調査 R2年度実施)	35地域	35地域	42地域 (R8年度)	—	福祉政策課

■基本目標 2 多様な主体との協働 ～あらゆる分野への男女共同参画の推進～

	第3次	第4次	内 容	R2 数値	R3 現状値	目標値	評価	担当課
基本 目 標 2	Ⅱ-3-②	2-1-①	家庭の教育力向上に関する出前講座の実施回数 (過去5年間の累計)	4回 (H28～ R2年度)	4回 (H29～ R3年度)	5回 (～R7年度)	△	子育て支援課
	I-1-②	2-1-②	女性役員登用自治会数(年ごと)	9自治会 (R3.4.1)	11自治会 (R4.4.1)	15自治会 (R8.4.1)	○	自治環境課
	I-1-②	2-1-②	女性が代表者または副代表者である団体の割合(年ごと)	2.8% (R3.4.1)	2.8% (R4.4.1)	10.0% (R8.4.1)	△	人権政策課
	I-1-②	2-1-②	NPOや市民団体として、地域まちづくり活動に参加する女性の割合 (市民意識調査 R2年度実施)	10.2%	10.2%	15.0% (R8年度)	—	自治環境課
	I-1-③	2-1-③	防災会議における女性委員の割合(年ごと)	7.1%	7.1%	20.0% (R7年度)	△	防災危機管理課
	I-3-①	2-2-①	各種審議会委員のうち女性が占める割合 (年ごと)	34.2% (R3.4.1)	31.1% (R4.4.1)	40.0% (R8.4.1)	×	総務課
	I-3-①	2-2-①	女性委員のいない審議会等の割合 (年ごと)	10.3% (R3.3.31)	11.3% (R4.3.31)	0% (R8.3.31)	×	人権政策課
	I-3-①	2-2-①	市役所管理職における女性職員の割合 (年ごと)	19.1% (R3.4.1)	25.4% (R4.4.1)	30.0% (R8.4.1)	○	総務課
	I-3-①	2-2-①	女性人材バンク登録制度への全体登録者数 (年ごと)	58人 (R3.4.1)	61人 (R4.4.1)	90人 (R8.4.1)	○	人権政策課
	I-3-①	2-2-①	女性人材バンク市内活用数 (年ごと) 延人数	24人 (R3.4.1)	25人 (R4.4.1)	40人 (R8.4.1)	△	人権政策課
	I-4-②	2-2-②	女性就業率(25～44歳)	77.0% (H27)	74% (R3)	82.0% (R7)	△	農政商工課
	I-3-②	2-2-②	女性起業支援対象者 (過去5年間の累計)	5人 (H28～ R2年度)	5人 (H29～ R3年度)	5人 (～R7年度)	○	農政商工課
	I-4-②	2-3-①	滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録数(米原市)	33件 (R3.3.31)	34件 (R4.3.31)	40件 (R8.3.31)	○	農政商工課
	Ⅱ-3-①	2-3-②	待機児童発生数(年ごと)	5人 (R3.4.1)	0人 (R4.4.1)	0人 (R8.4.1)	◎	保育幼稚園課
	Ⅱ-3-①	2-3-②	ファミリー・サポート・センター会員総数 (年ごと)	167人	184人	200人 (R8年度)	○	子育て支援課
	I-3-②	2-3-①	市役所年次有給休暇の平均取得日数 (年ごと)	10.5日	11.3日	12日 (R7年度)	○	総務課
	I-3-①	2-3-②	育児休業を取得したことがある市役所男性職員の割合	20.0%	33.3%	20.0% (R7年度)	◎	総務課

■基本目標3 多様性の尊重と共生のまちづくり ～誰もが安心して豊かに暮らせる環境づくり～

	第3次	第4次	内容	R2数値	R3現状値	目標値	評価	担当課
基本目標3	Ⅱ-1-①	3-1-①	乳がん検診の受診者の割合（年ごと）	25.1%	25.2%	26.0% (R8年度)	○	健康づくり課
	Ⅱ-1-①	3-1-①	子宮頸がん検診の受診者の割合（年ごと）	20.5%	20.4%	26.0% (R8年度)	△	健康づくり課
	Ⅱ-1-①	3-1-①	乳幼児健康診査の受診者の割合（年ごと）	91.3%	97.9%	95.0% (R8年度)	◎	健康づくり課
	Ⅲ-2-①	3-2-①	日本語教室における外国籍市民参加者数（年ごと）	154人	147人	200人 (R7年度)	×	人権政策課
	Ⅲ-2-②	3-2-②	性的マイノリティに関する講演会等の開催回数（過去5年間の累計）	2回	2回	5回 (～R7年度)	△	人権政策課 生涯学習課

パートナーシップ・ファミリーシップ制度について

1. パートナーシップ・ファミリーシップ制度とは

法律上の婚姻とは異なり、法的な権利や義務※が発生するものではありませんが、2人の自由意思により、お互いを人生のパートナーとして、日常生活を支え合い、協力し合うことを約束した関係であると宣誓されたことを、行政が確認し、公的に認めるものです。また、2人に子（近親者も含む）がいる場合、併せて宣誓することができる制度です。

※法的な権利や義務：法定相続権、所得税の配偶者控除・扶養控除、遺族年金の受給など

パートナーシップ・ファミリーシップ制度は、自治体ごとに条例や規則、要綱で定めるなどして運用しているため、自治体により制度の特徴は異なり、パートナーであることの証明を受けたことにより享受できる行政サービスの内容も異なります。

また、近年はパートナーシップ宣誓者の子や近親者を、「家族としての思いを持つ関係である」と公的に認める『ファミリーシップ制度』の導入自治体（現在 26 自治体）も少しずつ増えてきています。

2. 背景

現在、同性婚および登録パートナーシップなど同性カップルの権利を保障する制度を持つ国・地域は世界中の約 20%の国・地域に及んでいると言われています。

2022 年 7 月現在、31 の国や地域で同性婚が可能となっていて、アジアでは唯一台湾が 2019 年 5 月から同性婚が可能となっています。

日本では、同性間の婚姻を求める訴訟が行われていますが、現時点で同性婚は法的には認められていません。

平成 27 年に東京都渋谷区と世田谷区において全国ではじめて導入されたパートナーシップ制度は、全国で 225 自治体（令和 4 年 8 月 1 日現在）、滋賀県内では 1 自治体（彦根市：2 組）が導入済みであり、近年全国的に増加の傾向が見られます。

（自治体 225/1,557、人口普及率 52.9%）

3. 計画での位置づけ

第 4 次米原市男女共同参画推進計画

「女（ひと）と男（ひと）がともに認め合い 互いに自分らしくいきいきと暮らせるまち」を目指す基本理念

本市が目指す男女共同参画〔一部抜粋〕

固定的な性的役割分担意識の見直しを進めるとともに、多様性を尊重する環境の整備によ

り、互いを尊重し、思いやりの心を持ち、性別にとらわれることなく、誰もがあらゆる分野に参画し、ともに責任を担うことにより、自分らしく生きることのできる地域社会を目指します。

■計画の体系

基本目標3：『多様性の尊重と共生のまちづくり

～誰もが安心して豊かに暮らせる環境づくり～』

基本施策：【3－2】多様性の尊重

施策の方向：②多様な性についての意識啓発

施策：パートナーシップ制度の導入

具体的な取組：性的指向・性自認にかかわらず、誰もが自分らしく安心して暮らすことのできる環境を整備していくため、パートナーシップ制度の導入を進めます。

※本市においても、第4次米原市男女共同参画推進計画にも項目追加し、性的少数者に寄り添うまちづくりを進めるため、パートナーシップ・ファミリーシップ制度の導入を進めていきたいと考えています。

4. 市のこれまでの取組

人権研修・講演会の実施（性の多様性・LGBTQに関する講演等）

多目的トイレの整備

学校における配慮：女子生徒の制服でズボンが選択可能 等

5. 制度の効果

性的少数者等が抱えている生きづらさの軽減や性の多様性に対する理解が促進され、偏見や差別のない社会の実現が図れる。

■ パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証の提示により

利用可能な主なサービス

- ・市営住宅の入居申込み（都市計画課）
パートナーシップ宣誓をした二人が現に同居し、又は同居しようとする場合に、市営住宅の入居申込みを可能とする。
※ ただし、他に収入等の入居要件あり。
- ・軽自動車税種別割の減免（税務課）
身体障がい等がある同一世帯のパートナーのために使用する軽自動車等について、税の減免を受けることができる。
- ・保育施設および放課後児童クラブの入所申込み（子育て支援課）
同一世帯にあり、現に子どもを監護している場合に、保護者として申請（申込み）が可能。
- ・罹災証明書や所得課税証明書・納税証明書の交付（市民窓口課等）
- ・空き家活用補助等（シティーセールス課）
- ・介護保険等各種申請（福祉政策課）等

■ 協議の上、利用可能となり得る主なサービス（各企業の判断となる）

- ・医療機関
医療機関における面会や手術の同意等の際に利用できる。
- ・金融機関
住宅ローン等（収入合算、連帯保証人）において配偶者の定義にパートナーを含めることで利用できる。
- ・保険会社
生命保険の受取や損害保険・火災保険等において配偶者の定義にパートナーを含めることで利用できる。
- ・住宅の賃貸契約
- ・クレジットカードや電話料金の家族割の適用
- ・企業の慶弔休暇、家族手当等などの福利厚生適用 等

■ 近隣市町との相互利用協定

滋賀県内には彦根市がパートナーシップ制度を導入しているため、相互利用協定することで転出・転入後もサービスを受けられることができる。

※相互利用協定とは、2市町において宣誓を行った当事者が、他の市町に転居したとき、新たな宣誓をすることなく他の市町のサービスを受けられることができるもの。（手続き負担の軽減とサービスの向上を図るもの）

○米原市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱（案）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、米原市人権尊重都市宣言(平成 18 年米原市告示第 223 号)の理念に基づき、市民一人ひとりが人権を尊重し、多様な価値観を認め合う社会の実現を目指すため、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 性的少数者 性的指向が異性のみでない者または性自認が戸籍上の性別と一致しない者をいう。
- (2) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約束した、一方または双方が性的少数者である 2 人の者の関係をいう。
- (3) ファミリーシップ パートナーシップにある者が、パートナーシップにある者の一方または双方の子（実子または養子をいう。）を含めた親近者その他市長が認める者と生計が同一であり家族として協力し合う関係をいう。
- (4) ファミリーシップ対象者 ファミリーシップを形成しようとする者のうち、パートナーシップにある 2 人以外の者をいう。
- (5) 宣誓 パートナーシップにある 2 人が市長に対して、双方が互いのパートナーであることまたはファミリーシップ対象者とファミリーシップにあることを誓うことをいう。

（宣誓の要件）

第 3 条 宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) パートナーシップを宣誓しようとする者の一方または双方が性的マイノリティであること。
- (2) 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 4 条に規定する成年に達していること。
- (3) 市内に住所を有している（宣誓の日から本市への転入を 3 か月以内に予定している場合を含む。）こと。
- (4) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）がないことまたは宣誓しようとする者以外の者とパートナーシップ関係にないこと。
- (5) 近親者（直系血族、3 親等内の傍系血族または直系姻族をいう。）の関係にないこと。ただし、養子縁組によって近親者となった場合は、この限りでない。
- (6) ファミリーシップにあることを宣誓しようとする者は、パートナーシップにある者の一方または双方のファミリーシップ対象者と生計が同一であること。

（宣誓の方法）

第 4 条 宣誓をしようとする者は、米原市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書(別

記様式第 1 号。以下「宣誓書」という。)に記入し、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 住民票の写しまたは住民票記載事項証明書(発行された日から 3 か月以内のものに限る。)
- (2) 戸籍全部事項証明、独身証明書その他の婚姻をしていないことが確認できる書類(発行された日から 3 か月以内のものに限る。)
- (3) ファミリーシップにあることを宣誓しようとする場合は、ファミリーシップ対象者との関係を確認することができる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 宣誓書は、宣誓をしようとする者が市職員の面前において自ら記入しなければならない。この場合において、宣誓をしようとする者の一方または双方が宣誓書に自ら記入することができないと市長が認めるときは、市職員および宣誓をしようとする者の立会いの上、代理者に代書させることができるものとする。

3 宣誓をしようとする者は、宣誓をしようとする日程等について、事前に市と調整するものとする。

4 宣誓書は、市長が指定する場所において受領するものとする。

(本人確認)

第 5 条 市長は、前条第 4 項の受領の前に、宣誓をしようとする者が本人であることを確認するため、次の各号に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。

- (1) 個人番号カード(マイナンバーカード) (表面のみ)
- (2) 旅券(パスポート)
- (3) 運転免許証
- (4) 在留カード
- (5) その他官公署が発行した免許証、許可証、登録証明証等であって、宣誓をしようとする者本人の顔写真が貼付されたもの
- (6) その他市長が適当と認める書類

(通称名の使用)

第 6 条 宣誓をしようとする者は、市長が特に理由があると認める場合は、通称名により宣誓書を記入することができる。この場合において、通称名を記入する者は、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類を当該宣誓書に添付するものとする。

(受領証等の交付)

第 7 条 市長は、宣誓書の提出があったときは、その内容を審査し、適切であると認めるときは、当該宣誓書を提出した者(以下「宣誓者」という。)に対し、米原市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証(別記様式第 ●号)および米原市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証カード(別記様式第 ●号)(以下これらを「受領証等」という。)に当該宣誓書の写しを添えて交付するものとする。この場合において、当該宣誓書に通称名

が記入されているときは、戸籍に記載されている氏名(日本国籍を有していない者の場合は、これに準ずるもの)を受領証等の裏面に記載するものとする。ただし、市長は、当該提出をした者が宣誓の日から3か月以内に本市へ転入を予定しているときは、当該提出をした者から本市へ転入した旨の申出があった後に受領書等を交付するものとする。

(記載事項の変更)

第8条 宣誓者は、宣誓書に記載した内容に変更があったとき(第11条第1項各号に掲げる場合を除く。)は、米原市パートナーシップ・ファミリーシップ記載事項変更届(別記様式第●号)に、当該変更内容が確認できる書類、米原市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証、米原市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証カードおよび市長が必要と認める書類を添えて市長に届け出なければならない。

(受領証等の再交付)

第9条 宣誓者は、当該受領証等の紛失、毀損等により受領証等の再交付を受けようとするときは、米原市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等再交付申請書(別記様式第●号)を市長に提出するものとする。

2 宣誓者は、前項の再交付申請書の提出の際第5条各号に掲げる書類のいずれかを市長に提示しなければならない。この場合において、宣誓書に通称名を記入しているときは、当該通称名を使用していることが確認できる書類を併せて提示するものとする。

3 市長は、第1項の再交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適切であると認めるときは、受領書等を再交付するものとする。

4 宣誓者は、前項の規定により受領書等の再交付を受ける場合は、既に交付を受けた受領証等を返納しなければならない。ただし、紛失の場合を除く。

5 紛失を理由として受領書等の再交付を受けた者は、紛失した受領証等を発見したときは、速やかに紛失した受領書等を市長に返還しなければならない。

(受領証等の返還)

第10条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、米原市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等返還届(別記様式第●号)に交付を受けた受領証等を添えて市長に届け出なければならない。

(1) 双方の意思によりパートナーシップ関係を解消したとき。

(2) 双方がともに本市に住所を有しなくなったとき。

(3) 一方が死亡したとき。

(4) 一方または双方が、第3条各号に掲げる要件に該当しなくなったとき(転勤、親族の介護その他やむを得ない事情により宣誓者の一方が一時的に市外に転出した場合を除く。)

2 前項の返還届は、宣誓者が自ら記入しなければならない。ただし、宣誓者の一方または双方が当該返還届に自ら記入することができないと市長が認めるときは、この限りでない。

(受領証等の無効)

第11条 次の各号のいずれかに該当する場合は、当該事実が判明した日以降において受領

証等を無効とする。

- (1) 虚偽その他不正な方法により、受領証等の交付を受けたとき。
- (2) 受領証等を改ざんし、または不正に使用したとき。
- (3) 宣誓書を提出した時点において第 3 条各号に掲げる要件に該当していなかったことが判明したとき。

2 市長は、前項の規定により受領証等の無効を決定した場合は、当該宣誓者に対し、米原市受領証等無効決定通知書(別記様式第 ● 号)を交付するとともに、交付した受領証等の返還を求めるものとする。

3 市長は、必要があると認めるときは、無効を決定した米原市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証の交付番号を公表することができる。

(市民および事業者への周知)

第 12 条 市長は、受領証等の趣旨が十分に理解され、社会活動の中で公平かつ適切な対応が行われるよう、市民および事業者への周知および啓発に努めるものとする。

(委任)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

1 この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、告示の日から施行する。

※ここに記載のある続柄の方の宣誓はできません。
ただし、パートナーシップ関係の基づく養子縁組の場合は
宣誓できます。

【パートナーシップの宣誓をすることができない関係の者（近親者）】



